（人事院規則九―四〇の一部改正）

第三条　人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第六条の七の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立期間」を「審査請求をすることができる期間」に改める。

（人事院規則一三―二の一部改正）

第四条　人事院規則一三―二（勤務条件に関する行政措置の要求）の一部を次のように改正する。

本則中施行日に係る部分を削る。

第一条第二項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に、「行なう」を「行う」に改める。

（人事院規則一三―五の一部改正）

第五条　人事院規則一三―五（職員からの苦情相談）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（人事院規則一四―二一の一部改正）

第六条　人事院規則一四―二一（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）の一部を次のように改正する。

第一条中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第四条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条第一項中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項及び第三項中「決定」を「裁決」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第四項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第五条第一項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正前の規則一―三四別表の六の表法の項並びに七の表法の項及び規則一四―二一（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）の項に掲げる人事管理文書（同条の規定による改正後の規則一―三四別表の六の表法の項並びに七の表法の項及び規則一四―二一（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）の項に掲げるものを除く。）の保存期間については、なお従前の例による。

（人事院規則一三―二の一部改正に伴う経過措置）

第三条　行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）附則第五条又は規則一三―一―四（人事院規則一三―一（不利益処分についての不服申立て）の一部を改正する人事院規則）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた不服申立てをすることができる処分に関する規則一三―二第一条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

（人事院規則一三―五の一部改正に伴う経過措置）

第四条　規則一三―一―四附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされて係属中の不服申立てに関する事案に係る問題に関する規則一三―五第二条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一三―一（不利益処分についての不服申立て）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年十一月二十六日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一三―一―四

人事院規則一三―一（不利益処分についての不服申立て）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一三―一（不利益処分についての不服申立て）の一部を次のように改正する。

題名中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

目次中「第四十三条」を「第四十五条」に、「第四十四条―第六十条」を「第四十六条―第六十三条」に、「第六十一条―第六十四条」を「第六十四条―第六十七条」に、「第六十五条・第六十六条」を「第六十八条・第六十九条」に、「第六十七条―第七十条」を「第七十条―第七十三条」に、「第七十一条―第七十七条」を「第七十四条―第八十条」に、「第七十八条―第八十一条」を「第八十三条」に改める。

第一条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第四条第一項に次の一号を加える。

九　法第九十条の二に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）の経過後において審査請求をする場合には、第六条第二項に規定する正当な理由

第六条第一項第三号中「法第九十条の二に規定する期間」を「審査請求期間」に改め、同条第二項中「その提出期限後」を「審査請求期間経過後」に、「天災その他やむを得ない」を「正当な」に改め、同条第三項中「第七十八条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第十条第三項中「あてて」を「宛てて」に改める。

第十四条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　第四十五条第二項（第六十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき審理が終了されたとき。

第十七条第五項中「円滑迅速」を「円滑かつ迅速」に改める。

第二十条に次のただし書を加える。

ただし、第四十五条第二項の規定に基づき審理を終了したときは、この限りでない。

第八十一条を削り、第八十条を第八十三条とし、第七十九条を第八十二条とし、第七十八条を第八十一条とする。

第七十七条第一項中「第七十三条各号」を「第七十六条各号」に、「第七十一条各号」を「第七十四条各号」に改め、「同項第三号」の下に「並びに同条第二項及び第三項」を加え、「法第九十条の二」を「審査請求期間」に、「第七十二条」を「第七十五条に定める期間」に、「第六十七条第一項」を「第七十条第一項」に改め、同条第二項中「第七十一条」を「第七十四条」に改め、同条を第八十条とし、第七十六条を第七十九条とする。

第七十五条中「第七十一条各号」を「第七十四条各号」に改め、同条を第七十八条とし、第六十七条から第七十四条までを三条ずつ繰り下げる。

第六十六条第一項中「第三十条第四項」を「第三十一条第四項」に改め、同条を第六十九条とする。

第六十五条第三項第六号中「記録」の下に「（証人の尋問において第五十六条第一項の措置をとつたときは、その旨を含む。）」を加え、同条を第六十八条とする。

第六十四条中「第三十四条から第三十六条まで及び前章第二節（第五十三条、第五十五条第三項及び第五十八条第二項」を「第三十条、第三十三条から第三十七条まで、第四十一条、第四十二条、第四十五条及び前章第二節（第五十五条、第五十六条、第五十八条第三項及び第六十一条第二項」に、「第五十九条第一項中「考慮し、第三十二条第一項の規定に基づき通知した場所において証言等又は証拠資料の提出を求めることが適当でないと認めるときは、当事者の意見を聴き」とあるのは「考慮し」を「第三十四条第一項中「当事者の一方」とあるのは「当事者」と、第四十一条第一項中「当事者の一方又は双方」とあるのは「請求者又は処分者」と、第四十五条第二項第一号中「又は第三十八条に規定する書面がこれらの規定」とあるのは「が同項」と、「これらの書面」とあるのは「当該反論書」と、第六十二条第一項中「ときは、当事者の意見を聴き」とあるのは「ときは」に改め、同条を第六十七条とし、第六十三条を第六十六条とし、第六十二条を第六十五条とする。